

「介護保険優先」にだまされていませんか？

65歳以上でも障害福祉サービスは利用できます！

介護保険と障害福祉サービス学習会

障害福祉サービスは、低所得者は自己負担なしにサービスが利用できますが、65歳になると「介護保険優先」とされ、介護保険サービスに移行され、原則1割の自己負担が強制され、サービスも制限されるという問題が起きています。しかし、この「介護保険優先」を一律に適用することは違法であり許されません。2018年12月、広島高裁岡山支部は、65歳になった障害者に対し障害福祉サービスを打ち切り、自己負担のある介護保険サービスを強制したことが「違法」とする判決を出しました。

この画期的な判決を学び、各自治体で、65歳になっても障害福祉サービスが自由に利用できるようにするためにはどうすればよいのかを考える学習会です。

浅田訴訟判決とは

重度障害者である浅田達雄さんは、障害福祉サービスの重度訪問介護を無料で受けていました。岡山市は、2013年2月、65歳になる浅田さんに障害福祉サービスの継続を認めず、1割の自己負担の介護保険を強制しようとする処分をしました。浅田さんは、この処分を不当として訴えていましたが、2018年3月の岡山地裁判決に続き同年12月広島高裁岡山支部は、岡山市の処分を違法として取消し、月96時間の障害福祉サービスの給付を義務付け、107万円の損害賠償を岡山市に命じました。65歳になっても障害福祉サービスが利用できることを求めた浅田さんの全面勝訴です。

★日時 2019年6月21日(金)午後6時半～8時半

★会場 大阪府保険医協会M&Dホール

(地下鉄・JR 難波下車 26-A 出口あがる)アクセス <http://osk-net.org/map.html>

★基調報告 きょうされん大阪支部 雨田信幸事務局長

★原告の浅田達雄さんからの発言 ★当事者のみなさんからの発言

★主催 大阪社会保障推進協議会／障連協／きょうされん大阪支部

★申し込み・問い合わせ先 大阪社保協 TEL06-6354-8662 fax06-6357-0846
メール/osakasha@poppy.ocn.ne.jp

6.21 介護保険と障害者福祉サービス学習会参加申込書

よみがな

名前

所属・団体・職場

連絡先 TEL

fax

※会場設営・資料作成の関係上、事前申し込みをおねがいします